

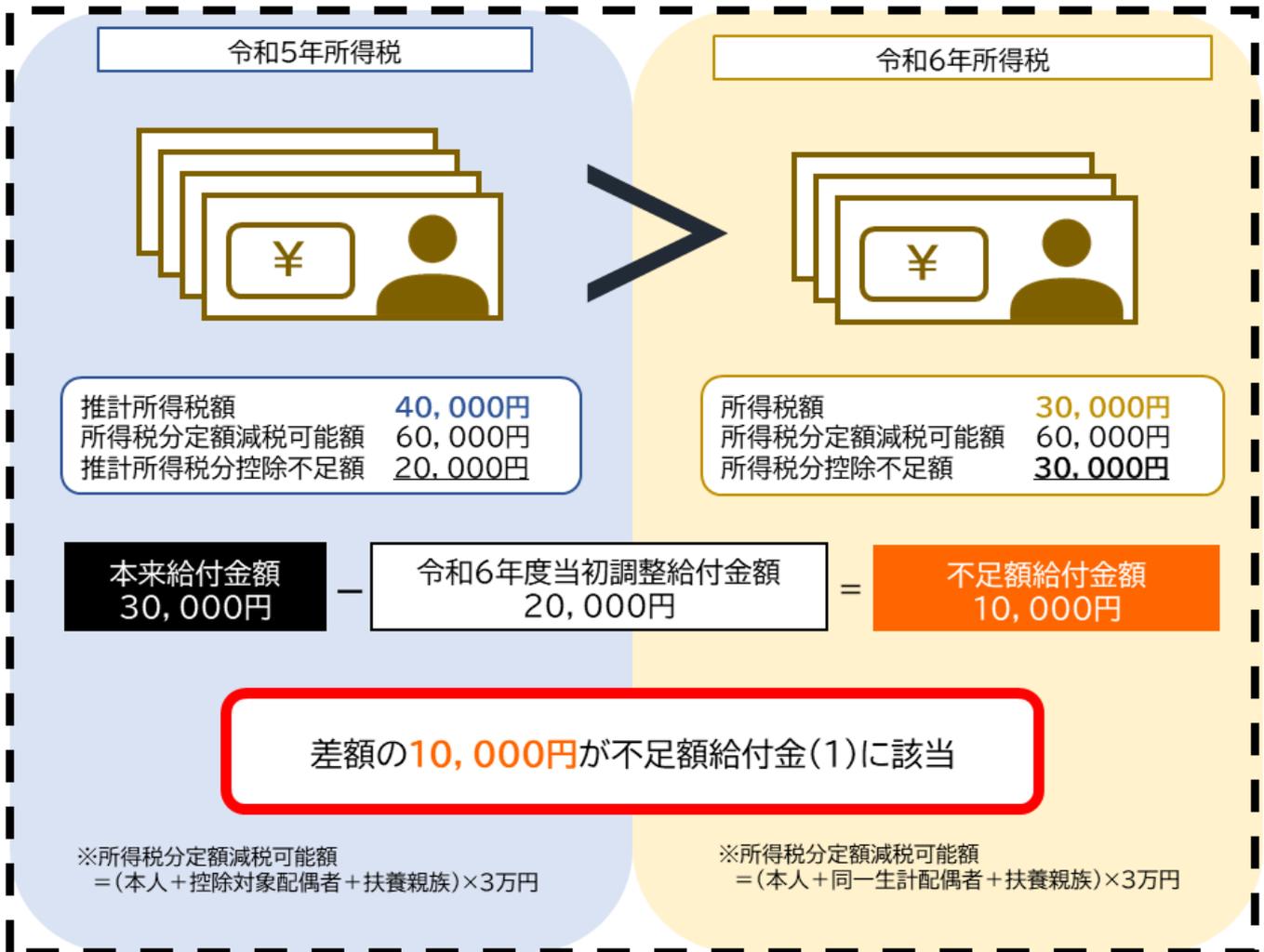
不足額給付金(1)の対象となる方

次のような方が、不足額給付金(1)の対象となる可能性があります。

- 令和6年中に退職したこと等により収入が減った。

令和6年度当初調整給付金額は、令和5年中の収入（令和6年度個人市県民税の課税情報）をもとに算定しているため、令和6年中に退職したこと等により令和5年と比べて令和6年の収入が減った場合は、不足額給付金(1)の対象となる可能性があります。

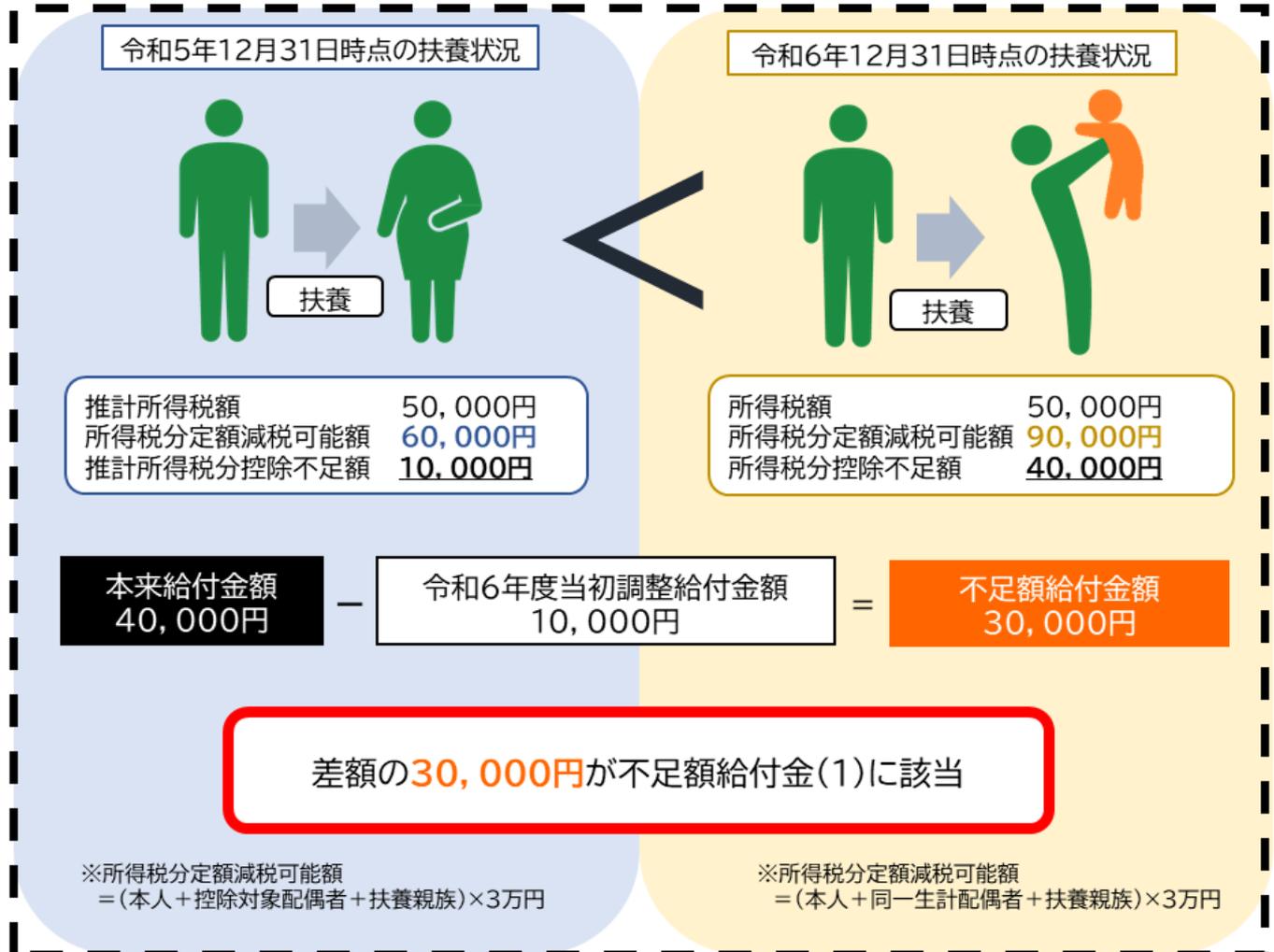
例：令和6年3月に退職したため（令和5年中は就労）、令和6年分所得税額が令和6年分推計所得税額（≒令和5年分所得税額）よりも減った。



● 令和6年中に新たに子どもが生まれた等の理由により扶養親族数が増えた。

令和6年度当初調整給付金額は、令和5年12月31日時点の扶養親族数等をもとに算定しています。令和6年中に扶養親族が増えた場合、令和7年度不足額給付金の所得税分は、令和6年12月31日時点の扶養親族数等をもとに改めて算定するため、不足額給付金(1)の対象となる可能性があります。

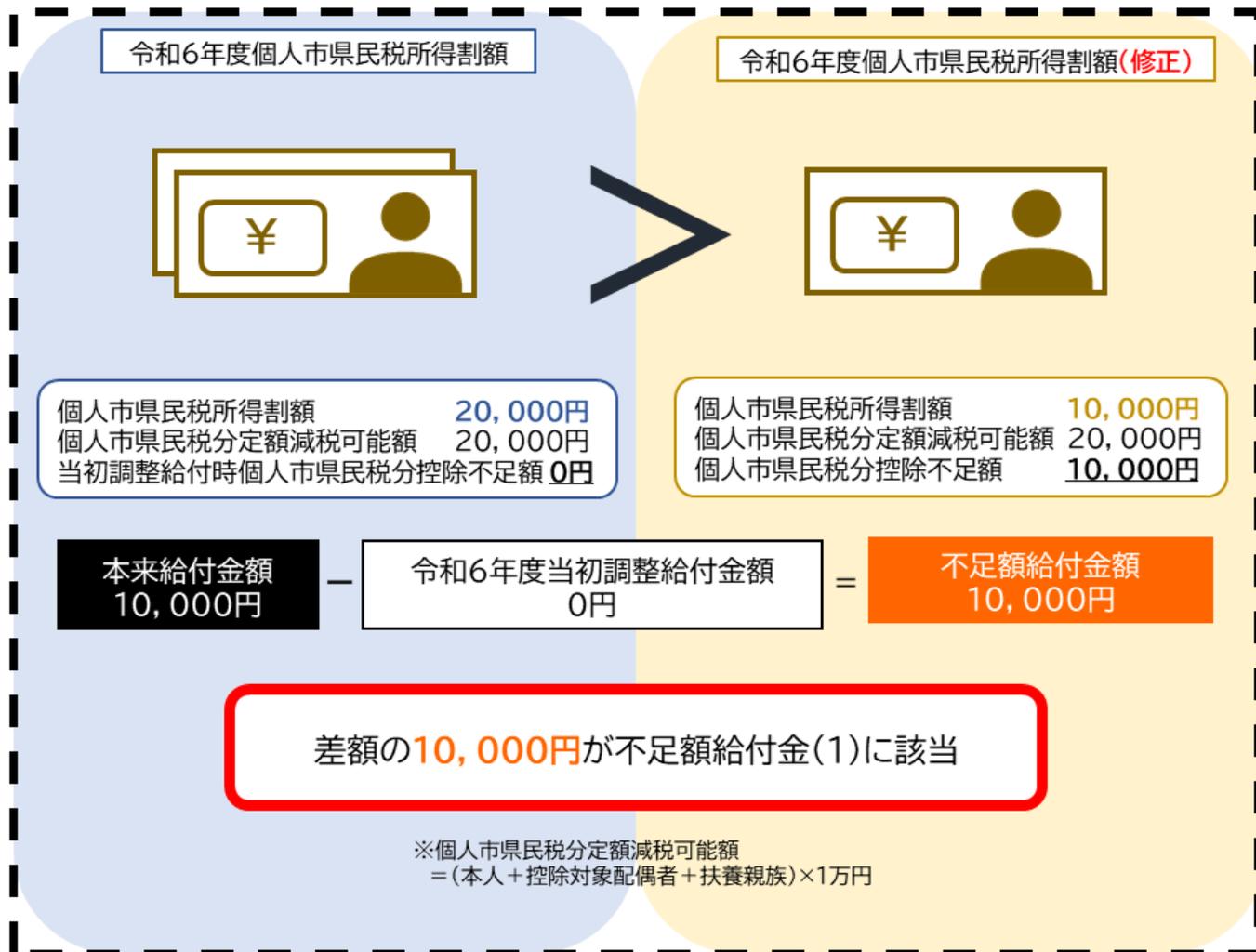
例：令和6年中に新たに子どもが生まれて扶養親族が増えた。



※個人市県民税分の定額減税可能額は、引き続き令和5年12月31日時点の扶養親族数をもとに算定します。

- 令和6年度個人市県民税所得割額（修正）が令和6年度個人市県民税所得割額より減った。

令和6年度当初調整給付金額は、令和6年5月24日までに仙台市の税務システムに入力された情報をもとに算定しているため、その後に令和6年度分個人市県民税について税額を修正した結果、税額が減った場合は、不足額給付金(1)の対象となる可能性があります。



● 令和5年中の扶養親族数を修正したことにより扶養親族数が増えた。

令和6年度当初調整給付金額は、令和6年5月24日までに仙台市の税務システムに入力された情報をもとに算定しているため、その後に令和6年度分個人市県民税について扶養親族数を修正した結果、扶養親族数が増えた場合は、不足額給付金(1)の対象となる可能性があります。

例：令和5年12月31日時点の扶養親族数を当初1人と申告していたが、後日2人であると修正申告をした。

